ESRP
-Tokyo-

2021 年にドイツ連邦検察庁が摘発した 2 つのスパイ事件

2021 年 7 月 30 日
久保田隆（東京大学先端科学技術研究センター特任助教）

要　旨

現在ドイツでは、ドイツ国内でスパイ活動を行った外国の情報機関員が相次いで摘発されている。2021 年 6 月下旬、ドイツ国内の大学に研究員として勤務するロシア人研究員が、在ミュンヘン・ロシア連邦総領事館の職員に情報を提供したとして、ドイツ刑法典 99 条の**諜報機関の工作員活動罪**の疑いで逮捕・勾留された（**ロシア人研究員スパイ事件**）。同年 7 月下旬には、ドイツの対外情報機関である**連邦情報局**（BND）の情報提供者として半世紀にわたって活動していた政治学者が中国の情報機関に対して情報を提供したとして、連邦検察庁（GBA）によって起訴・逮捕されていたことが公表された（**L 博士二重スパイ事件**）。**連邦憲法擁護庁**（BfV）が示した見解によれば、ドイツ国内におけるスパイ活動は、少なくとも冷戦当時の水準にまで達しているといわれている。

本稿で紹介する 2 つの事件からは、次の 3 つの示唆が得られる。第 1 に、L 博士二重スパイ事件では、職業柄、国際的な人的ネットワークを有する研究者がスパイ活動の標的となった。同人は、定年後に新たな活躍の場を求める最中であったと思われ、そこに付け込まれたケースであるといえる。第 2 に、今般連邦検察庁が被疑者を逮捕・起訴する際に、刑法典上の犯罪である諜報活動罪が用いられている点である。同犯罪は、日本における「スパイ防止法」の導入をめぐる学術的議論を行ううえで、好個の素材を提供している。第 3 に、純然たる研究目的で来日した外国人研究者をいかにして保護するかという課題が残されている。外国の情報機関によるスパイ活動については、「善良な外国人を犯罪者にしない」という観点からの対策も講じられるべきである。

ESRP
-Tokyo-

2021年にドイツ連邦検察庁が摘発した２つのスパイ事件

2021年7月30日

久保田隆（東京大学先端科学技術研究センター特任助教）

【目　次】

１．はじめに
２．ロシア人研究員スパイ事件
３．L博士二重スパイ事件
（１）連邦検察庁による捜査の経緯
（２）L博士の来歴と連邦情報局の情報提供者としての活動
（３）中国の情報機関への協力
４．わが国への示唆

１．はじめに

ドイツでは、2021年半ばに**連邦検察庁**（Generalbundesanwalt: GBA）が公表した2つのスパイ事件が耳目を集めている。その1つが、2021年6月下旬に報じられた、ロシア人の大学研究員によるスパイ事件である（以下、**ロシア人研究員スパイ事件**）。同事件は、ドイツ国内の大学に研究員として勤務するロシア人研究者（博士候補生）が、在ミュンヘン・ロシア連邦総領事館の職員に情報を提供したというものである[*1]。

いま1つは、2021年7月初旬に報じられた、ドイツ国内のシンクタンクで所長を務める政治学者による二重スパイ事件である（以下、**L博士二重スパイ事件**）。本事件では、ドイツの対外情報機関である**連邦情報局**（Bundesnachrichtendienst: BND）の情報提供者として半世紀にわたって活動していた人物が、中国当局に対しても情報を提供していたとされ、その詳細がマスメディアによって大きく報じられている[*2]。

いずれの事件の被疑者も、ドイツ刑法に規定されている、**諜報機関の工作員活動罪**（ドイツ刑法典99条。以下、諜報活動罪）の嫌疑で逮捕（・起訴）されている。同条は、「外国の勢力の諜報機関のために、ドイツ連邦共和国に対して、事実、客体もしくは知識の報告若しくは提供に向けられた諜報活動を行った者」（同条1項1号）、または、「外国の勢力の諜報機関に対し、若しくはその仲介者に対し、そのような活動を行うつもりのある旨を表明した者」に対して、5年以下の自由刑または罰金刑を科すものである[*3]。もっとも、この条文の文言からは、どのような行為が「諜報活動」に該当するのかが判然としない。

そこで、本稿では、現段階での報道内容をもとに、ロシア人研究員スパイ事件（2.）およびL博士二重スパイ事件（３．）の概要を明らかにすることで、どのような人や

場所、状況が経済安全保障上のリスクになりやすいのかを考察する（４．）。

２．ロシア人研究員スパイ事件

2021 年 6 月 21 日、連邦検察庁は、アウクスブルク大学に勤めるロシア人研究員（博士候補生）の N 氏（29）を諜報活動の疑いで同月 18 日に逮捕・勾留したことを明らかにした[*4]。それによれば、N は、遅くとも 2020 年 10 月初旬から、ロシアの情報機関のために活動しており、大学で得た情報をロシアの情報機関に提供していたとされる。連邦検察庁は、同人の住居および職場の捜索もすでに行ったという。

連邦検察庁のプレスリリースによれば、被疑者は、2020 年 10 月以降、少なくとも 3 回、在ミュンヘン・ロシア連邦総領事館に勤務するロシアの対外情報機関職員に会っているという。そのうちの少なくとも 2 回は、現金と引き換えに、「大学の支配領域」にある情報を提供したとされる[*5]。

アウクスブルク市庁舎（筆者撮影）

報道によれば、N は、メカニカル・エンジニアリング講座（研究室）にて学術助手として勤務する博士候補生であり、軽量化のためのハイブリッドな材料システムについて研究していたとされる。同講座は、企業への協力も行っていたという[*6]。

本事件について、本稿執筆時点で公表されている事実は以上である。N によって、いかなる情報がロシアにもたらされたのかが明らかではない以上、具体的にどのような経済安全保障上の脅威が発生したのかを推し量ることは困難である。

本事件について、ドイツ南西部のフライブルクにあるマックス・プランク犯罪・安全・法研究研究所（Max-Planck-Institut zur Erforschung von Kriminalität, Sicherheit und Recht: 旧マックス・プランク外国刑法国際刑法研究所）のミヒャエル・キルヒリング（Michael Kilchling）上席研究員[*7]は、学生向け雑誌のインタビューにおいて、次のように述べている。「〔本件は、〕意思と認識を有する内部犯による犯行であるが、これはどちらかといえば例外的である。本事件は、〔本格的な諜報活動に先立つ〕見当づけのためのスパイ行為〔Orientierungsspionage〕を少しばかり想起させる」。さらに、同研究員は、なぜ大学が狙われるのかという点についても、「〔…〕〔外国の諜報機関は、〕商業的な成功の見込みがあるものすべてに関心をもっている。そして、諜報機関は、特に、潜在的に軍事的利益があるものに焦点を絞っている。想像するに、アウクスブルクの事件もそうだったのではないか。〔…〕〔被疑者が従事していた研究は、〕航空機・自動車の製造にも関係するものであり、軍はそれに常に関心がある」と語っている。そして、最後に、情報窃取への対策として、ハードウェア・

ソフトウェアのセキュリティを強化することのほか、インターンや助手に対しては、研究室や会社のネットワークの全体にはアクセスできないよう権限を制限することなどを推奨している。インタビューでは、情報窃取の被害に遭った疑いが生じた際の相談先として、最近になって各州の刑事警察庁（Landeskriminalämter）に経済・産業スパイを担当する部署が設置されたことも紹介されている[*8]。

3．L 博士二重スパイ事件

（1）連邦検察庁による捜査の経緯

2021 年 7 月 6 日、連邦検察庁は、政治学者のクラウス・L 博士（75）を起訴・逮捕したことを発表した[*9]。L は、発表の前日、滞在先のイタリアから帰宅したところ、家の前で待ち受けていた警察によって逮捕された（翌 6 日、勾留は不要とされ釈放[*10]）。報道によれば、L は、長年、連邦情報局（BND）の情報提供者として活動していたが、実は、その裏で、中国の情報当局に対しても情報を提供していた、いわゆる二重スパイであった。連邦検察庁は、かねてより、L に対して諜報機関の工作員活動罪（ドイツ刑法典 99 条）の嫌疑で捜査を進めており、2021 年 5 月 20 日に同人をミュンヘン上級州裁判所（OLG München）に（在宅）起訴していたのであった。

それに先立って、2019 年 11 月 23 日には、捜査官が L の自宅を訪れ、捜索令状を提示したことも報じられている。そのとき、L とその妻は、ミュンヘン空港に向けてまさに出立するところであった。ドイツ公共放送連盟首都放送局（ARD-Hauptstadtstudio）[*11]の情報によると、夫妻は、L の指導・監督を担当する情報機関員ら（Führungsoffiziere）と面会するべく、ミュンヘンからマカオへと向かおうとしていたという。捜査官は、L の自宅を徹底的に調べあげ、旅行鞄を捜索し、多数の記録媒体とパソコンを押収した[*12]。

このように、本事件は、やや奇異に感じられる経緯をたどっている。この点について、報道では、次のように述べられている。「L が今になって起訴されたことは、本事件がいかに難しいものであるかを物語っている。というのも、L は、自身が中国のためにスパイ活動を行っていたことを一切否定していないからである。ARD が知りえたところによると、L はむしろ、中国との接点について BND に報告していたと主張したのである。少なくとも当初は。」[*13]。

（2）L 博士の来歴と連邦情報局の情報提供者としての活動

L は、長年、与党 CSU（キリスト教民主同盟）と関係の深いハンス・ザイデル財団（Hanns-Seidel-Stiftung）の職員であると同時に、連邦情報局の情報提供者（Informant）でもあった。L は、50 年以上もの間、ドイツの対外情報機関である連邦情報局の指示のもと動いていたのである。また、最近まで BND の本部があった

（2019 年 2 月にベルリンに移転）ミュンヘン近郊の街・プラッハに出入りしており、BND の上層部とのコネクションも有していたとされる。報道では、「どうやら BND にとって、L がそのキャリアにおいて得た職業上のコンタクトに大きな価値があったようである」とも評されている[*14]。

ARD の情報によると、L は、1980 年代のはじめに、CSU に近い関係にあるハンス・ザイデル財団に職を得て以来、客員講師などの身分で、数々の国外出張の機会を得、旧ソ連・ロシアやバルカン半島、南アフリカ、南アジアなどに滞在していたようである（その一部は、比較的長期にわたるものであったという）。同財団で定年を迎えた際、L は、国際安全保障政策部門の長であったと報じられている。定年後、L は、みずから設立したシンクタンクである「越境学研究所」（Institut für transnationale Studien – 現在閉鎖中）の所長に就任し、ランツフートの自宅と南チロル（イタリア）にあるセミナールーム付きの邸宅にてこれを運営していたとされる[*15]。

連邦情報局と越境学研究所との間では、海外からゲストを招いて行われた講演会などに同局の職員が同席するといったことが行われていたようである。連邦情報局は、研究所が連邦情報局の出先機関であるかどうかについても、また、L が同局とどのような関係を有していたのかについても、回答せず、その業務内容に関する質問については立場を明らかにしないと述べるにとどまったという[*16]。

（３）中国の情報機関への協力

今般の連邦検察庁のプレスリリースによると、L が中国の情報機関と接点をもったのは、定年間近の 2010 年 6 月、同済大学で講演をするために上海に滞在したときであったという[*17]。L は、捜査官に対し、中国の情報機関員から働きかけ（Anwerbeversuch）を受けた際、連邦情報局にも報告したと語っている。同局は、それを受けて、L に対し、誘いを受けるよう背中を押したという。中国側は当初、L を、ミュンヘンに拠点を置く世界ウイグル会議に送り込もうとしていたが、L はそれには応じなかったとも報じられている[*18]。

中国側の情報機関員は、L に対して、暗号化された情報伝達のための技術支援を行っていたとされる。L が中国側に何を提供していたのかは、まだ明らかにされておらず、ミュンヘン上級州裁判所でこれから開かれる公判で追及されることになる[*19]。

また、中国の情報機関が L と連邦情報局とのつながりについて把握していたのかどうかも、現時点では判明していない。もっとも、L は、連邦情報局の内部情報については漏洩していないという[*20]。

４．わが国への示唆

本稿では、2021 年半ばにドイツ連邦検察庁が公表した 2 つのスパイ事件について

紹介した。両事件が報じられる数ヶ月前の同年 2 月には、連邦議会の建物に関する機微情報をロシア軍参謀本部情報総局（GRU）の職員に漏示したとされるドイツ人が連邦検察庁によって起訴されており[*21]、現在ドイツでは、国内でスパイ活動を行った外国の情報機関員が相次いで摘発されている。**連邦憲法擁護庁**（Bundesamt für Verfassungsschutz: BfV）が示した見解によれば、ドイツ国内におけるスパイ活動は、少なくとも冷戦当時の水準にまで達しているとされる。ドイツは、各国の情報機関員、なかでもロシア、中国、イランおよびトルコの情報機関員にとって魅力的であると、同庁のトーマス・ハルデンヴァング（Thomas Haldenwang）長官は述べている。各国の情報機関員は、近年世界的に問題となっているような、ウイルスメールを用いた手法のみならず、これまでどおり、現実世界においても情報を獲得しようと試みているのである[*22]。

本稿で紹介した 2 つのスパイ事件は、私見によれば、わが国に対して以下の 3 つのことを示唆しているように思われる。

第 1 に、**L 博士二重スパイ事件**では、職業柄、国際的な人的ネットワークを有する研究者が標的となった。この点について、ドイツの報道では次のように総括されている。

> 本事件は、さまざまな点において、中国の情報機関に典型的なやり口であった。L は、職業上、顕著な国際的ネットワークを築いていたが、中国側がそれに関心を有していたことに疑いはない。L は、同時に、キャリアの最終盤にあったが、いまだ活動に対する渇望があった。このことが、協力者獲得工作に付け入る隙を与えるのである。
>
> 公安関係者の間では、政治、文化、経済および学問の分野における人的情報源は、サイバー攻撃と並んで、依然として、中国の情報機関がとる手段であるといわれる。対象者は、はじめ、何の話をされているのかまったくわからないことがしばしば起こるという。ときには、金銭ではなく、むしろ注目や敬意のほうが重要である場合もある。クラウス・L の場合、もしかすると、それも重要だったのかもしれない。しかしながら、自分が誰と関わりをもっていたのか、L にとっては明らかだったということに、疑いの余地はない[*23]。

本事件には、被疑者がもともとは自国の対外情報機関の協力者でもあったという特殊な事情があるものの、改めてここで注目したいのは、中国の情報機関がコンタクトを図った当時、L は定年間際で次の職を求めていたことが推測される点である。定年後に新たな活躍の場を求めること自体はごく自然なことであるが、外国の情報当局からすると、それは「付け入る隙がある」ことを意味するのであろう。もっとも、これ

は定年を間近に控えたベテランの研究者に限った話ではない。次の職を求めて「就職活動」をしなければならないという点では、有期雇用の（若手）大学教員やポスドク研究員、大学院生なども同じである。それら雇用が不安定な（若手）研究者が外国の情報機関にとって有益な情報源たりうる場合には、スパイ活動の対象となる可能性がある。対抗策としては、研究者の海外流出への対策[*24]と同様、大学をはじめとする日本国内の研究機関が魅力的な研究環境を整備することで、研究者に外国情報機関からの誘惑に対する「免疫」をつけさせることが王道であろう。

第 2 に、刑事罰を効果的に用いることで、外国の情報機関への協力を抑止することも検討すべきである。刑事罰は、わが国においてとりうる手段のうち、最も峻厳なものであることから、その導入に際しては細心の注意が必要であるにもかかわらず、いわゆる「スパイ防止法」をめぐっては、これまで、刑事法学の知見にもとづく研究がほとんどなされていないのが実情である。その点で、本稿で紹介したドイツの諜報活動罪は、今後、比較法研究を推進していくための足がかりとして、好個の素材を提供しているといえる[*25]。

第 3 に、純然たる研究目的で来日した外国人研究者をいかにして保護するかという課題があることも看過すべきではない。**ロシア人研究員スパイ事件**では、現時点での報道内容に依拠する限り、当初からスパイ活動を目的としてドイツにやってきた人物であるとはされていない。来日外国人犯罪の問題と同様、「善良な外国人を犯罪者にしない」という観点からの対策も急務であろう。

---

*1 本事件については、わが国においても報道されている。たとえば、「ロシアの研究員拘束　スパイ容疑―独」JIJI.com（2021 年 6 月 22 日付）（https://www.jiji.com/jc/article?k=2021062200156&g=int）など。

*2 本事件については、わが国においても報道されている。たとえば、「ドイツの政治学者、スパイ容疑で起訴＝中国に情報提供か」時事通信ニュース（2021 年 7 月 6 日付）（https://sp.m.jiji.com/article/show/2589446）など。

*3 ドイツ刑法典の条文の訳出にあたっては、法務省刑事局「刑事法制資料　ドイツ刑法典」（2021 年）を参照した（以下同じ）。ドイツ刑法典 99 条の全文は、拙稿「WISKOS――ドイツの経済・産業スパイ研究プロジェクト」東京大学先端科学技術研究センター経済安全保障研究プログラム Report Vol.2（2021 年）（http://ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/esrp/wp-content/uploads/2021/07/20210701_Report_vol2_rev.pdf）9 頁に掲載されている。

*4 ドイツ連邦検察庁 2021 年 6 月 21 日付プレスリリース（https://www.generalbundesanwalt.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/aktuelle/Pressemitteilung-vom-21-06-2021.html?nn=478184）参照（2021 年 7 月 30 日最終閲覧。以下同じ）。大学名は公表されていないが、ドイツ通信社（Deutsche Presse-Agentur: dpa）および地元紙の報道（https://www.allgaeuer-zeitung.de/bayern/mitarbeiter-der-augsburger-uni-wegen-spionage-vorw%C3%BCrfen-in-u-haft_arid-302719#null）によって、アウクスブルク大学であることが明らかにされている。

*5 ドイツ連邦検察庁 2021 年 6 月 21 日付プレスリリース（前掲注 4）参照。

*6 ZEIT ONLINE v. 21.06.2021（https://www.zeit.de/gesellschaft/zeitgeschehen/2021-06/spionage-verdacht-russischer-universitaetsmitarbeiter-untersuchungshaft-karlsruhe-russischer-geheimdienst）.

*7 ドイツの経済スパイ・産業スパイに関する研究である WISKOS プロジェクトにおいて中心的な役割を果たした研究者である。同プロジェクトについては、拙稿（前掲注 3）を参照。

*8 ZEIT Campus v. 26.06.2021（https://www.zeit.de/campus/2021-06/russischer-geheimdienst-spionage-verdacht-universitaet-augsburg）.

*9 ドイツ連邦検察庁 2021 年 7 月 6 日付プレスリリース①（https://www.generalbundesanwalt.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/aktuelle/Pressemitteilung-vom-06-07-2021.html?nn=478184）参照。

*10 ドイツ連邦検察庁 2021 年 7 月 6 日付プレスリリース②（https://www.generalbundesanwalt.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/aktuelle/Pressemitteilung2-vom-06-07-2021.html?nn=478184）参照。

*11 ドイツの首都・ベルリンの官庁街であるヴィルヘルム通り（Wilhelmstraße）にあるドイツ公共放送連盟（ARD）の放送局。

*12 *Michael Götschenberg*, Spionierte ein BND-Informant für China?, tagesschau v. 06.07.2021（https://www.tagesschau.de/investigativ/bnd-spion-china-103.html）.

*13 *Götschenberg* (Fn. 12).

*14 *Götschenberg* (Fn. 12).

*15 *Götschenberg* (Fn. 12).

*16 *Götschenberg* (Fn. 12).

*17 ドイツ連邦検察庁 2021 年 7 月 6 日付プレスリリース①（前掲注 9）参照。このような接触方法については、2021 年 6 月に公表されたドイツ連邦内務省『2020 年版憲法擁護報告書』にも記載がみられる（*Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat*, Verfassungsschutzbericht 2020, Berlin 2021, S. 320 f.）。

*18 *Götschenberg* (Fn. 12).

*19 *Götschenberg* (Fn. 12).

*20 *Götschenberg* (Fn. 12).

*21 ZEIT ONLINE v. 21.06.2021 (Fn. 6). わが国における報道として、「独、ロシアに議会の平面図渡した男をスパイ行為で起訴」産経ニュース（2021 年 2 月 26 日付）（https://www.sankei.com/article/20210226-2TC65UH5LZIFRLI2S2C5KT23GA/）なども参照。

*22 ZEIT ONLINE v. 21.06.2021 (Fn. 6).

*23 *Götschenberg* (Fn. 12).

*24 詳しくは、玉井克哉「『千人計画』とわが国のとるべき対応――米国の経験に照らして」東京大学先端科学技術研究センター経済安全保障研究プログラム Report Vol.1（2021 年）（http://ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/esrp/wp-content/uploads/2021/06/20210610_Report_vol1.pdf）7-8 頁を参照。

*25 諜報活動罪の規定が置かれている、ドイツ刑法典各則第 2 章「反逆および対外的安全の危殆化」に関する邦文献として、拙稿「ドイツ刑法典における国家秘密侵害の罪に関する序論的検討」信州大学経法論集 10 号（2021 年）63 頁以下がある。